

ポリシーブック 2017

和歌山県農協青年部協議会



JA YOUTH

ポリシーブックとは？

ポリシーブックとは、一言で表すと「行動目標・政策提言集」となりますが、その作成にあたっては既存の政策を出発点とするのではなく、JA 青年部の盟友一人ひとりが営農や地域活動を行ううえで抱える課題や疑問について、盟友同士で解決策を検討して取りまとめている点が特徴です。

また、そこには政策として要請することだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことが明記されています。つまり、「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策提案」の両方を備えたものが JA 青年部「ポリシーブック」となります。

2017年度重点項目（耕作放棄地対策）

○目次

1. はじめに
2. 取り組みの説明
3. 農地の価値を知る
 - (1) 農地ランクチェックシートの活用（水田・畑・樹園地）
4. 農地の利用方法を探る
 - (1) 農地利用・管理フローチャートの活用
 - (2) 耕作放棄地に関する実態・意向調査
 - (3) 各市町村農地利用促進等施策の紹介
5. 解決に向けて
 - (1) 個人で出来ること
 - (2) 青年部で出来ること
 - (3) JAに要望すること
 - (4) 行政に要望すること
6. 数値目標
7. その他
 - (1) アンケート結果

1. はじめに

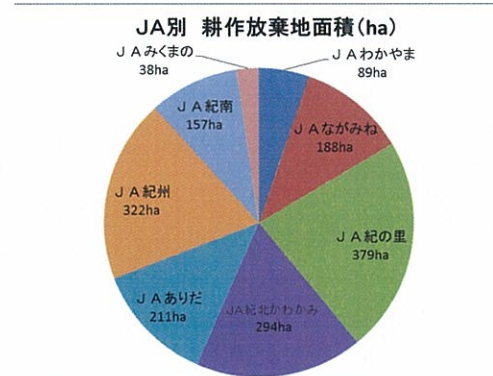
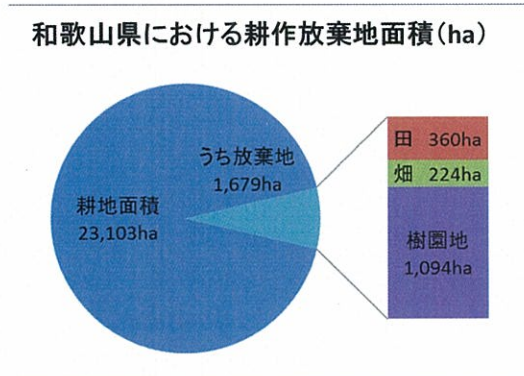
農業者の高齢化や後継者不足は近年顕著になり、生産部会や青年部など、農業者で構成する組織は規模縮小の一途をたどっている。また農業者組織のみならず、地域社会の衰退・過疎化にも大きな影響を与えている。これら生産者労働力の減少による弊害の一つは、耕作放棄地の増加という形で全国的に表れ、日本農業の維持・発展のために解決すべき喫緊の課題となっている。

2016年現在、和歌山県の耕地面積は23,100haあまりであり、そのうち約7.3%にあたる1,680haが耕作放棄地となっている（2015年農林業センサスより引用）。また、本県青年部盟友へのアンケート調査（2016年実施）により、盟友が保有する農地のうち、3.3%が耕作放棄地であることがわかった。耕作放棄地の増加は、農地がもつ多面的機能の衰退や、耕作放棄地に鳥獣が棲み付くことによる近隣農地への鳥獣被害の増加など、地域農業の衰退に拍車をかける要因のひとつとなりかねない。

このような事態を避けるため、今年度は「耕作放棄地対策」を重点項目と位置づける。

最善の結果は耕作放棄地を無くすことであるが、農業者の高齢化が著しく進んでいる地域においては、労働力不足等により、全ての農地で耕作することは不可能である。そのため本ポリシーブックにおいては、「優良農地を放棄しない」「周辺へ悪影響を及ぼさないよう耕作不適農地を適切に放棄する」を目標とし、長期的な視点での課題解消に向けた種々の個別具体策について検討する。

また本ポリシーブックでは、農業者・JA・行政に対し求める対策案を取りまとめるとともに、農業者が行動を起こしやすいよう、課題解消に向けたプロセスと数値目標の明確化に重点をおき、また行動の振り返りが出来るよう構成した。なお、その他の課題については、2015年和歌山県版ポリシーブックを踏襲し、並行して解消に取り組む。



※ 注：耕作放棄地とは・・・以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

2. 取り組み説明

ここでは、後述の「農地ランクチェックシート」及び「農地利用・管理フローチャート」「実態・意向調査書」を使用する目的と取組例を記す。

まず、「農地ランクチェックシート」は、各自が所有する農地の価値を再認識するとともに、利用可能性を探ることを目的とし使用する。次に「農地利用・管理フローチャート」を使用し、ランクに応じた利用方法を検討する。

「農地チェックシート」および「実態・意向調査」の活用により集積した情報は、青年部・JA・農業委員会・農地中間管理機構等の関連団体間で共有・管理し、農地の貸借（マッチング）事業の活性化を目指す。これまでのように、既に利用しなくなった農地の貸借だけでなく、長期的な視点で耕作・貸借の計画を各農業者が検討できるよう、現在耕作している農地についても情報共有することが必要である。

なお、これには各団体の協力と連携が必要である。実現に向け、まず青年部が行動を起こすとともに、各団体への弛まぬ働きかけが必要である。

3. 農地の価値を知る

- ①農地ランクチェックシート（水田・畑）…………P. 4
- ②農地ランクチェックシート（樹園地）…………P. 6

4. 農地の利用促進方法を探る

- ①対策フローチャート（A・Bランク）…………P. 8
- ②対策フローチャート（Cランク）…………P. 9
- ③優良農地の取得・借り入れに関する意向調査…………P. 10
- ④各市町村農地利用促進等施策…………P. 12

農地ランクチェックシート（水田・畑）

No.	作付品目：	調査日： 年 月 日			
		合計ポイント			
		ランク			
		ランク基準 12～16：A 6～11：B 0～5：C			
		備考			
農地住所		農地面積	ha		
放棄理由	※耕作放棄地の場合のみ、主要理由を記入			耕作放棄年数 (年)	
農地状態					
農地条件		評価			ポイント
		2	1	0	
1	日照条件	良い	普通	悪い	
2	1区画の面積	適切	広い	狭い	
3	園地の形状	四角	台形	楕円	
4	鳥獣被害	なし	軽微	甚大	
5	農業用水	使用可能	制限あり	使用不可	
6	土壌の質	良好	普通	不良	
7	農地へのアクセス	近い	普通	遠い	
8	風水・雪霜害	なし	軽微	甚大	
9					
10					
		合計			

※評価項目および評価点数は、各地域の実情に合わせて修正・追加

略図（農地の形状、周辺状況、農道、水路等）		こう配図	
貸出の可否	可 ・ 不可		
貸出の条件			

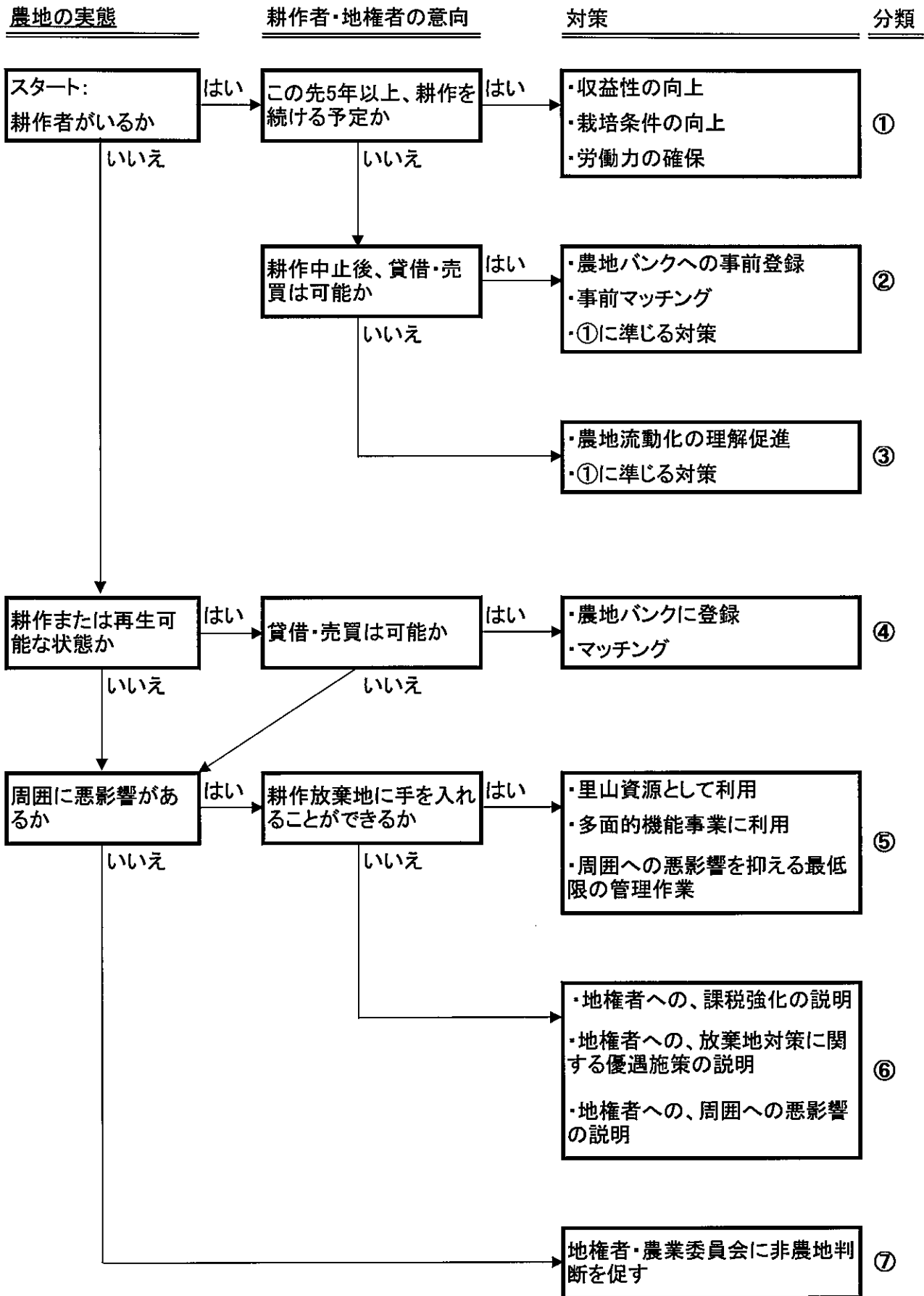
農地ランクチェックシート（樹園地）

No.	作付品目：	調査日： 年 月 日			
		合計ポイント			
		ランク			
					ランク基準 13～18：A 7～12：B 0～6：C
		備考			
農地住所				農地面積	ha
放棄理由	※耕作放棄地の場合のみ、主要理由を記入			耕作放棄年数 (年)	
土地状態					
農地条件		評価			ポイント
		2	1	0	
1	日照条件	良い	普通	悪い	
2	1区画の面積	適切	広い	狭い	
3	傾斜	平地	緩傾斜	急傾斜	
4	鳥獣被害	なし	軽微	甚大	
5	農業用水	使用可能	制限あり	使用不可	
6	土壌の質	良好	普通	不良	
7	農地へのアクセス	近い	普通	遠い	
8	風水・雪霜害	なし	軽微	甚大	
9	樹齢・樹勢	良い	普通	悪い	
10					
					合計

※評価項目および評価点数は、各地域の実情に合わせて修正・追加

略図（農地の形状、周辺状況、農道、水路等）		こう配図	
貸出の可否	可 ・ 不可		
貸出の条件			

農地流動化・耕作放棄地対策フローチャート



各分類の解説と具体策

①健全耕作地・・・現在耕作者がおり、この先5年以上継続的な耕作が期待できる農地。

対策・・・耕作者が今後とも健全な経営を維持できるような営農サポートが重要。収益性の高い品種の導入、栽培技術の取得・向上、園地の整備、設備・機械の導入、鳥獣害対策、労力確保など。

②後継者を探している耕作地・・・現在耕作者がいるが、5年以内に後継者を必要としている農地。

対策・・・現耕作者ができるだけ長く経営できるように営農サポートをしつつ、事前に後継者を見つけ①をめざす。まず現耕作者への意向調査を行い、耕作中止時期を把握する。耕作中止と同時に、次の耕作者につなげるため、事前にその農地情報を農地バンク等に登録する。あるいは近隣農家や新規就農者に周知する。規模拡大意欲のある農家に対しては、引継ぎ期限までに準備が整うよう、営農サポートを行う。

③後継者を探していない耕作地・・・5年以内に耕作者がいなくなる可能性があるにも関わらず、農地バンクへの事前登録を希望しない農地。

対策・・・優良農地の切れ目ない後継の必要性を理解してもらい、事前登録を促して②をめざすとともに、現耕作者ができるだけ長く経営を維持できるように営農をサポートする。

④耕作遊休地・・・耕作者は不在だが、すぐに耕作可能か、少し手を入れることで耕作可能になる農地。

対策・・・手遅れになる前に早急に耕作者を見つけ、①を目指す。農地バンク等への登録を必須とする。地域全体の農家に対する耕作意欲アンケートを定期的に行い、その結果をもとにマッチングを進める。

⑤手入れ可能な耕作放棄地・・・耕作地としての再生は困難だが、放っておくと周囲に悪影響のある農地。

対策・・・農業以外の利用(里山資源、景観作物、転用など)を促す。それが困難でも、周囲への悪影響を抑えるための最低限の管理(果樹の伐採、除草、鳥獣害対策など)が必要。地権者が行うのが望ましいが、不可能な場合は地域団体や周辺農家・住民などが共同で取り組む必要がある。それらの対策により、耕作放棄の連鎖を生まないようにする。

⑥手入れが不可能な耕作放棄地・・・耕作地としての再生が困難で、周囲への悪影響もあるが、地権者の意向などで最低限度の管理もさせてもらえない農地。

対策・・・地権者に対し、管理の手を入れさせてもらえるよう働きかけて④を目指す。この時、周囲への悪影響や放棄地に対する課税強化、放棄地対策に関する優遇施策などを説明する。

⑦手入れの必要のない耕作放棄地・・・耕作地としての再生が困難で、周囲への悪影響もない農地。

対策・・・管理の必要はない。登記上は、現状に即し「非農地」に変更するのが好ましい。耕作放棄地を非農地化することで、統計上の「耕作放棄地面積」は減少することになる。

優良農地の取得・借りに関する意向調査

和歌山県農協青年部協議会

現在、和歌山県農協青年部協議会では、耕作放棄問題への包括的な対策に取り組んでいます。その一つとして、優良農地の流動化があげられます。当アンケートを通して、「借り手の掘り起こし」と「借りたい条件の具体化・可視化」を行い、JAなどが行っているマッチング事業に役立てたいと思いますので、以下の調査にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 氏名と連絡先、および所属 JA、管轄支所（店）をお教えてください。

(農地貸借の紹介に使用するため)

氏名	電話番号
所属 JA	(管轄支所)

※以下の質問については、該当するものに○をつけてください。

2. 現在、条件のいい農地があれば、借りたい（または取得したい）という意向はありますか？

ある ・ ない ・ 将来的にはあるが、現在は難しい

3. 現在、貸したい（または手放したい）農地がありますか。

ある ・ ない

4. 2または3で「ある」と回答した方にお伺いします。その意向を、どんな組織に伝えていきますか？（複数回答可）

JA ・ 農業委員会 ・ その他（ ） ・ どこにも伝えていない

5. 2で「ある」と回答した方にお伺いします。

借りたい（取得したい）農地の条件をお教えてください。

地域（ ） ・ 作付けしたい農産物（ ）
面積（ ）
その他の条件（ ）
（ ）
（ ）
（ ）

6. 2で「将来的にはあるが今は難しい」と回答した方にお伺いします。

どういった課題が解消されれば、農地の借入れ（取得）が可能になりますか？

(複数回答可)

労働力面での不安 ・ 設備の不足 ・ 資金面での不安

栽培技術面での不安 ・ 借りたい条件の農地がない

適当な生産品目がわからない ・ 販路が確保できていない

自分に決定権がない ・ その他 ()

7. 2で「ない」と回答した方にお伺いします。

隣接圃や優良農地の荒廃を防ぐためにやむを得ず規模拡大するとしたら、あとどれくらいの面積が管理可能ですか？（不可能な方は「0」と記入してください。）

面積 (a)

以上で実態・意向調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

※当調査により知り得た個人情報については、耕作放棄地対策のため、青年部・JA内でのみ使用し、他の用途には一切使用しないことを、念のため申し添えます。

各市町村農地利用促進等施策

和歌山市

・遊休農地解消対策事業

遊休農地を解消し、利用権を設定、再生産活動を開始した農業者に助成する

・有害鳥獣被害防止事業

イノシシ等による被害防止のために設置する防護柵の材料費を助成する

・防護柵設置支援事業

イノシシ等による被害防止のために設置する防護柵の作業支援をする

御坊市

・農産物鳥獣害防止総合対策事業

防護柵・電気柵の材料、狩猟免許取得費用、有害鳥獣の捕獲に対しての助成

田辺市

・田辺市農地保全対策事業

山村地域において、利用権設定をした農用地の借り手に対して補助金を交付

・田辺市農産物等鳥獣害防止対策事業

防護柵及び防護ネットを設置する際の資材費を助成する

新宮市

・遊休農地解消対策事業

遊休農地の増加に歯止めをかけるため、遊休農地となる恐れがある農地を借り受けて、遊休状態の解消および生産活動の再開、または継続を行う農家に対して補助金を交付する

かつらぎ町

・農産物鳥獣害防止対策事業補助金

防護柵・電気柵等、鳥獣害防止施設の設置に係る資材費補助

・わな設置支援事業補助金

イノシシ・アライグマ捕獲檻、イノシシ用ククリわな等施設の設置に係る資材費補助

・狩猟免許水特支援事業補助金

野生鳥獣による農作物への被害防止を図るため、免許取得に係る講習会費等を補助

・遊休農地解消促進事業補助金

遊休農地解消を行う担い手農業者に対して、解消に要する経費に対しての補助

高野町

- ・ 農産物鳥獣害防止総合対策事業
防護柵等の設置に要する資材費を助成
- ・ 有害鳥獣捕獲支援事業
有害鳥獣捕獲に要する経費を助成

広川町

- ・ 広川町農産物被害防止施設設置事業
野生鳥獣（イノシシ、シカ、サル等）による農作物への被害を防止するため、防護柵や電気柵を設置する農業者に対し、予算を範囲内で補助金を交付する。
- ・ 広川町狩猟免許等取得支援事業補助金
有害鳥獣による農作物等被害の対応策として、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を養成するため、新たに狩猟免許を取得する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- ・ 広川町らくらく農業支援事業補助金
農業経営に係る農地の施設整備（モノラック、スプリンクラー、打ち込み井戸等の灌水施設）にかかる費用の一部を、予算の範囲内で補助金を交付する。
- ・ 広川町耕作放棄地解消支援事業補助金
高齢等により、耕作放棄地となっている農地の雑草等の除去する場合にかかった費用の一部を支援する

有田川町

- ・ 有害鳥獣害対策事業
防護柵設置、狩猟免許、銃免許への補助金。一斉捕獲実施隊での補助金（対策協議会）。猟友会への補助金。捕獲報償金
- ・ 高品質みかん生産向上事業
温州みかんマルチ被覆栽培等への補助金
- ・ 農地銀行制度
農地を仲介（貸したい人の農地情報を集め、借りたい人に紹介する）
- ・ 耕作放棄地に対する苦情相談
隣接地等からの苦情に対し、現場状況等確認し、地主への電話・郵便により知らせるとともに、耕作を促し、早期除草についてシルバー人材等紹介する。

印南町

- ・ 中山間地域等直接支払事業
農地維持
- ・ 多面的機能支払交付金
農地維持、水路農道の補修等
- ・ 鳥獣被害防止対策事業
柵、捕獲報償金、捕獲実施隊関係
- ・ 農作物鳥獣害防止総合対策
柵、わな関係

日高川町

・農作物鳥獣害防止総合対策事業

- ・侵入防止資材・施設の設置、またわな免許所持者を対象に、捕獲檻の設置に対し補助
- ・集団で捕獲可能な大型オリで、わな免許所持者を含む団体が管理するものを対象に、サル用大型囲いワナの設置に対し補助

白浜町

・白浜町農作物鳥獣害防止対策事業

防護柵等の資材費の補助

那智勝浦町

・有害駆除対策及び被害防止事業

防護柵の設置、狩猟免許取得費用助成

各市町村 担当窓口 連絡先

市町村名	担当部署	電話番号
和歌山県	経営支援課	073-441-2890
和歌山市	農林水産課	073-435-1049
海南市	産業振興課	073-483-8464
橋本市	農業振興課	0736-33-1111 (代表)
有田市	有田みかん課	0737-83-1111
御坊市	農林水産課	0738-23-5510
田辺市	農業振興課	0739-26-9930
新宮市	農林水産課	0735-23-3333 (代表)
紀の川市	農業林業振興課	0736-77-2511
岩出市	産業振興課	0736-63-5840
紀美野町	産業課	073-489-2430 (代表)
かつらぎ町	産業観光課	0736-22-0300 (代表)
九度山町	産業振興課	0736-54-2019 (代表)
高野町	産業観光課	0736-56-3000 (代表)
湯浅町	産業観光課	0737-64-1128

市町村名	担当部署	電話番号
広川町	産業建設課	0737-63-1122 (代表)
有田川町	産業課	0737-52-2111 (代表)
美浜町	産業建設課	0738-22-4123 (代表)
日高町	産業建設課	0738-63-2051 (代表)
由良町	産業建設課	0738-65-0200 (代表)
印南町	産業課	0738-42-1737
みなべ町	産業課	0739-72-1337
日高川町	農業振興課	0738-22-2048
白浜町	農林水産課	0739-45-0009
上富田町	産業建設課	0739-34-2374
すさみ町	産業建設課	0739-55-4806
那智勝浦町	観光産業課	0735-29-4455
古座川町	産業建設課	0735-72-0180 (代表)
串本町	産業課	0735-62-0555 (代表)

5. 解決に向けて

個人で出来ること（対策まとめ）

- ①できるだけ耕作放棄をしなくて済むよう、
 - ・農業経営の安定・向上に努める。
 - ・適地適作や、農地ランクに応じた活用法を心掛ける。
- ②放棄されそうな優良農地を計画的に取得・借り入れできるよう、
 - ・優良農地情報を把握し、地主とコミュニケーションをとっておく。
 - ・経営力・技術力を向上させる、また労働力を確保する。
 - ・自分の経営方針やキャパシティを明確にしておく。（拡大＝善とは限らない。）
- ③やむを得ず放棄する場合は、周囲への悪影響を減らすよう心掛ける。

協同の力で実行すること、要請すること

(1) 青年部にできること

- ①農地の借り手の掘り起こしのために、
 - ・研修などを通じて若手農家の経営力・経営意欲を高める
 - ・優良農地情報を共有する
 - ・アンケートなどで定期的に意向調査を行う。
- ②現在、マッチングや放棄地対策に取り組んでいる組織に本冊子を持ち込み、方策を提案し、協力を申し出る。
- ③耕作者のいない農地が周囲に悪影響を与えないための最低限の管理を共同で引き受ける。
- ④営農不利農地の農地以外の利用に、共同で取り組む。

(2) JA への要請

- ①組合員の意向や経営力を把握した上での、優良農地への誘導。
- ②営農不利農地のさまざまな利用方法についての、情報収集や指導。
- ③本冊子のフローチャート・チェックシート・アンケートを活用し、現在行っているマッチング事業の成果を高める。
- ④販売・購買・指導事業などを通じた、農家所得の底上げ。

(3) 行政への要請

- ①本冊子を活用し、現在行っているマッチング事業の成果を高める。
- ②農地の賃貸借などに関する手続きの簡略化、一元化。
- ③放棄地が周囲に悪影響を与えているにもかかわらず、最低限の管理や農地バンクへの登録をしない地主への対策。
- ④農地バンク登録農地や営農不利農地の、最低限の管理に対する人的・資金的援助

6. 数値目標

取り組みを実施していく過程で、以下、数値目標を設定する。

①1 地域以上をモデルケースとして、農地ランクチェックシート・フローチャートを活用し、現状を可視化する。

②県下全盟友に意向調査アンケートを配布し、提出を 50%以上 とする。

※2016年12月時点 全部員数 432人

③モデル地区以外においても、地元の関係組織（JA、行政など）に本冊子を持ち込み、農地流動化や耕作放棄地対策についての提案や協力を行う。

以上、2017 年度末に達成状況を踏まえ、次年度以降の目標を設定する。それ以降もこの課題に引き続き取り組み、優良農地への速やかな誘導、耕作放棄の未然の防止を目指す。

耕作放棄地アンケート

本年度、和歌山県農協青年部協議会ではポリシーブック 2016 年度版を作成するにあたり、耕作放棄地問題を主に取り組みます。取り組みにあたり、事前調査として各盟友の実情を把握したいと考えておりますので、アンケートにご協力頂けますようお願い申し上げます。

- ① 所属 JA はどこですか？○をお付け下さい。 (地域区分)
(わかやま・紀の里・紀北かわかみ・紀州・紀南・ながみね)
- ② 栽培品目は何ですか？○をお付け下さい。 (品目区分)
(果樹 ・ 野菜 ・ 花卉 ・ 水稲)
- ③ 農地面積を教えてください。 (経営規模)
所有農地_____a、借地_____a 合計_____a
- ④ 所有農地に耕作放棄地はありますか？(所有地に占める耕作放棄比率)
(ある 面積_____a ・ ない)
- ⑤ ④の質問で「ある」と答えた方にお聞きします。(耕作放棄の理由)
所有している耕作放棄地の農地条件はどのようなものですか？○をお付け下さい。
・立地：(平地・緩傾斜・急傾斜) ・農業用水の確保：(可 ・ 不可)
・日照条件：(良い ・ 悪い) ・風水害、霜害等：(ある ・ ない)
・鳥獣被害：(ある ・ ない) ・土壌の質：(粘土質 ・ 砂状質)
・農地へのアクセス 例) 道路隣接・園内道等：(良い ・ 悪い)
・その他：()
- ⑥ ④の質問で「ない」と答えた方にお聞きします。
耕作している農地で不便と感じる点はありますか？○をお付け下さい。
立地(緩傾斜、急傾斜等) ・ 農業用水の確保 ・ 日照条件
環境被害(風水害、霜害等) ・ 鳥獣被害 ・ 農地へのアクセス
その他()
- ⑦ 所有農地で営農目的以外に利用している農地はありますか？「ある」と答えた方は
どのような利用をしていますか？ (新たな利用方法)
(ある ・ ない)
例) 多面的機能支払事業、景観作目の栽培、ソーラーパネルなど

[]

ご協力ありがとうございました。

耕作放棄地アンケート結果

1. アンケート回答数

回答数（合計）	156
---------	-----

2. 農地面積

農地面積	22,174a
（うち借地）所有者 面積	51.6% (80人) 22.2% (6,320a)

3. 耕作放棄地

耕作放棄地所有者数	19.9% (31人)
耕作放棄地面積	3.3% (945a)

4. 放棄理由

立地（緩傾斜・急傾斜）	87.1% (27人)	鳥獣害被害	74.2% (23人)
農業用水が確保できない	48.4% (15人)	土壌の質	54.8% (17人)
日照条件が悪い	32.3% (10人)	農地へのアクセス	54.8% (17人)
風水害、霜害等	29.0% (9人)	その他	6.5% (2人)

その他の理由

- ・ 労力の低下
- ・ 農作業集約化のため
- ・ 道中に廃棄車両があり、耕運機が持ち込めない

5. 所有農地の不便な点

立地（緩傾斜・急傾斜）	41.7% (65人)	鳥獣害	39.1% (61人)
農業用水の確保	23.7% (37人)	農地へのアクセス	11.5% (18人)
日照条件	16.0% (25人)	その他	3.8% (6人)
風水害、霜害等	17.3% (27人)		

その他

- ・ 農地周辺の宅地化による苦情、民家が近い
- ・ 農地が点在している
- ・ 利益が少ない
- ・ 隣接放棄地の管理

6. 営農以外での農地活用

している	3.2% (5人)
------	-----------

営農以外の活用方法

- ・ 多目的機能支払交付金事業
- ・ ソーラーパネルの設置
- ・ 花梅、さくら、もみじを植樹